

## 業務の運営に関する規程

事業所名 トーカン協同組合無料職業紹介所

### 第1 求 人

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。ただし若者雇用促進法第 11 条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わないこととします。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者またはその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申し込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによるお申し込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。

### 第2 求 職

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者が、本所と外国人技能実習生受入に関する協議書を締結している外国の送出し機関を経由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵送、ファックス又は電子メールにてお申し込みください。  
求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求職票及び所定の添付書類と共にお申し込みください。

### 第3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者が本所と外国人技能実習生受入に関する協議書を締結している外国の送出し機関を経由し又は、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

- 4 求職者の方を求人者に紹介する場合には、本所と外国人技能実習生受入に関する協議書を締結している外国の送出し機関と本所において調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を致しません。

#### 第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本組合に対して、その報告をしてください。  
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係を締結しなかった場合にも同様報告してください。
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、国内、外国人技能実習制度に基づく組合員を求人者とした技能実習生の受入れに限定するものです。ただし若者雇用促進法第11条により公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わないこととします。
- 6 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであります。本所の業務はすべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

平成 29 年 4 月 1 日

代表者 代表理事 今井 誠則